

## 訪問看護医療DX情報活用加算について

令和6年度 診療報酬改定に伴い、訪問看護 マナでは、関東信越厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって、ご利用者様の保険情報や診療情報、薬剤情報等を取得・活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

### 訪問看護医療DX情報活用加算 50円／月

本加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取り得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、ウェブサイトに掲示している。

令和7年4月1日

訪問看護 マナ